

農水産業協同組合貯金保険機構の株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく業務方法書

施行 平成24年1月26日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 出資（第3条）
- 第3章 配当に相当する額の分配（第4条）
- 第4章 東日本大震災事業者再生支援勘定の廃止（第5条）
- 第5章 雑則（第6条・第7条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号。以下「法」という。）第54条第1項の規定に基づく農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）の業務の特例に係る業務の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（用語）

第2条 この業務方法書において使用する用語は、前条及び次条第1項に規定するものを除き、法及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）において使用する用語の例による。

第2章 出資

（出資及び出資の認可）

第3条 機構は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「事業者再生支援機構」という。）の設立の発起人となり、事業者再生支援機構に対し出資を行うものとする。

2 機構は、前項の規定による出資を行おうとするときは、運営委員会の議決を経て出資する金額を定め、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けるものとする。

3 機構は、事業者再生支援機構が発行している株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）のうち、機構の保有する株式の数と預金保険機構の保有する株式の数とを合計した株式の数が、常時、株式の総数の2分の1以上に当たる数になるよう株式を保有するものとする。

第3章 配当に相当する額の分配

(配当に相当する額の分配)

第4条 機構は、事業者再生支援機構から剰余金の配当を受けたときは、運営委員会の議決を経て、当該配当に相当する額を、政府及び法第54条第2項において読み替えて準用する法第50条の規定により拠出金を拠出した者に対し、同項において読み替えて準用する法第49条第1項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

第4章 東日本大震災事業者再生支援勘定の廃止

(東日本大震災事業者再生支援勘定の廃止)

第5条 機構は、事業者再生支援機構の解散の日以後の法第54条第2項において準用する法第52条第1項の政令で定める日において、東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止するものとする。

2 機構は、前項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、政府及び法第54条第2項において読み替えて準用する法第50条の規定により拠出金を拠出した者に対し、同項において読み替えて準用する法第49条第1項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

第5章 雑則

(権限の委任)

第6条 内閣総理大臣が、法による権限を金融庁長官に委任した場合には、当該委任された権限に係るこの業務方法書の規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「金融庁長官」とする。

(細則)

第7条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営について必要があるときは、細則を定めることができる。

附 則

この業務方法書は、平成24年1月26日から施行する。ただし、第3条第3項の規定は、法の施行の日(同年2月23日)から施行する。